

変更前	変更後
第11条 (料金)	第11条 (料金)
(略)	(略)
②品目番号(1)、(2)についての料金計算の単位期間は、1ヶ月として算出します。ただし契約月及び解約月の料金は当社の定めた10日ごとの期割計算にて算出とします。	②品目番号(1)、(2)についての料金計算の単位期間は、1ヶ月として算出します。ただし契約月の料金は当社の定めた10日ごとの期割計算にて算出とします。
(略)	(略)
⑨当社は保管料を改定することができます。保管料が改定された場合、契約者は新規賃借、期間延長のいずれの場合でも、改定された保管料その他の費用を支払わなければなりません。契約者が保管期間などを変更して前払い金に精算の必要が生じた場合、「解約申込書」の取り交しの際、当社事務所において現金にて差額を返金します。	⑨当社は保管料を改定することができます。保管料が改定された場合、契約者は新規賃借、期間延長のいずれの場合でも、改定された保管料その他の費用を支払わなければなりません。半年または年単位等、一括決済の場合は、原則ご返金いたしかねます。
(略)	(略)
第12条 (保証金)	第12条 (先払い保管料)
①『暮らしの倉庫』のご利用に際し、所定の保証金を納入してください。保証金は無利子とし、「保証金預り証」を発行のうえ(「保証金預り証」は「利用申込書」と兼用とします)、契約終了時に基本管理整備料(品目番号(3)を除く)及び、保管設備に破損・汚損がある場合は原状復帰費用を差し引いた上、お返しします。	①ご契約時の初期費用として、保管料2ヶ月分を納入してください。
②万一、保管料未納の場合は保証金を保管料に充当します。	②先払い保管料は、ご解約申請以降の2ヶ月間の保管料に割り当てます。
	③2ヶ月分の保管料が未納になった場合は先払い保管料を、未納月の保管料に充当し、ご解約となります。
第14条 (契約の解除)	第14条 (契約の解除)
次の各号に該当する場合は、当社は契約を解除することがあります。 (1) 契約者が保管料を支払わないとき。 (2) 契約者がこの規定の一つでも違反したとき。	次の各号に該当する場合は、当社は契約を解除することがあります。 (1) 契約者が2ヶ月間連続で保管料を支払わないとき。 (2) 契約成立後、支払の遅延が計3回に達したとき。 (3) 契約者がこの規定の一つでも違反したとき。
第15条 (解約及び保管場所の移転等)	第15条 (解約及び保管場所の移転等)
①契約者からの申し入れにより解約する場合は、1ヶ月前までに「解約申込書」によって当社に通知してください。	①品目番号(1)(2)の契約者からの申し入れにより解約する場合は、解約日より2ヶ月前の月の14日17時30分までにスタッフへお申し出ください。
	②品目番号(3)の契約者からの申し入れにより解約する場合は、解約日より1ヶ月前までにスタッフへお申し出ください。
②当社は契約者が次の一つに該当した場合、催告なく本契約を解約することができます。 (1) 保管料その他本契約に基づく支払債務を履行しないまま、3ヶ月以上経過したとき (2) 本契約・その他当社の定めた利用規則に違反したとき (3) 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更生、民事再生、解散または、銀行取引停止処分があったとき (4) 当社の名誉・信用を毀損したとき (5) 契約者の所在が不明となり1ヶ月を経過したとき (6) 契約者が死亡したとき	③当社は契約者が次の一つに該当した場合、催告なく本契約を解約することができます。 (1) 保管料その他本契約に基づく支払債務を履行しないまま、2ヶ月以上経過したとき (2) 本契約・その他当社の定めた利用規則に違反したとき (3) 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更生、民事再生、解散または、銀行取引停止処分があったとき (4) 当社の名誉・信用を毀損したとき (5) 契約者の所在が不明となり1ヶ月を経過したとき (6) 契約者が死亡したとき
③当社または契約者は1ヶ月の予告期間をもって、書面により通知することによって、本契約を解約することができます。ただし、②(5)の場合は、当社からの発送と不到着の事実をもって通知があったものとみなします。	④当社は1ヶ月の予告期間をもって、書面により通知することによって、本契約を解約することができます。ただし、②(5)の場合は、当社からの発送と不到着の事実をもって通知があったものとみなします。
(略)	(略)
第16条 (契約終了による明け渡しなど)	第16条 (契約終了による明け渡しなど)
①契約の解除、解約その他本契約が終了したときは、契約終了日までにすみやかに保管容器等の明け渡しをしてください。	①契約の解除、解約その他本契約が終了したときは、契約終了日までにすみやかに保管容器等の明け渡しをしてください。
②万一、明け渡しが遅れたときは、原因のいかんにかかわらず、契約終了日の翌日から明け渡しの日まで、当社所定の保管料をいただきます。	②万一、明け渡しが遅れたときは、原因のいかんにかかわらず、契約終了日の翌日から明け渡しの日まで、当社所定の保管料をいただきます。
③第1項の明け渡ししが15日以上遅延したときは、当社において任意の方法で保管容器を開庫または入室のうえ、収納品を処分することがあります。	③第1項の明け渡ししが15日以上遅延したときは、当社において任意の方法で保管容器を開庫または入室のうえ、収納品を処分することがあります。
④契約終了日前に当社の都合により明け渡しをお願いする場合は、第12条の規定を準用します。	
第19条 (収納品の処分)	第19条 (収納品の処分)
(略)	(略)
②前項により引き取りを催告したにもかかわらず、指定日時に引き取りされなかった場合には当該物品の引き取りを拒絶し、所有権その他の権利を放棄したものとみなし、催告した日から2ヶ月を経過した後は、契約者に対し予告した上で公正な第三者を立ち合わせて収納品の売却その他の処分をすることができます。	②前項により引き取りを催告したにもかかわらず、指定日時に引き取りされなかった場合には当該物品の引き取りを拒絶し、所有権その他の権利を放棄したものとみなし、当社指定の倉庫内へ移動となります。催告した日から3ヶ月を経過した後は、契約者に対し予告した上で公正な第三者を立ち合わせて収納品の処分若しくは着払いにて返却をすることができます。
(略)	(略)
④当社は、前2項等により売却した場合は、その代価から保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金並びに売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを契約者に返還し、不足があるときは契約者に対しその支払いを請求します。	
	第27条 (既存顧客への適用)
	保証金の対象となる既存の契約者に関しては、改定前の第12条、第15条、第16条4項をそのまま運用するものとする。ただし追加契約の場合は無効となる。 第12条(保証金)、第15条(解約及び保管場所の移転等)、第16条(契約終了による明け渡しなど)